

古賀島宿舎他消防設備点検

厚生科長	厚生班長
------	------

業務隊長	管理科長	科付専門官	當 繕主任	電気係長	管 財	工事企画	作 成 者
件 名	古賀島宿舎他消防設備点検						
図 面 名	表紙						
縮 尺				作成年月日	令和7年 5月22日		
作 成 者	防衛技官		浦中 琉汰			図面番号	
	陸上自衛隊		大村駐屯地業務隊			1 / 2	

仕 様 書

1 件 名 古賀島宿舎他消防設備点検

2 役務場所

- (1) 長崎県大村市古賀島町300-2 古賀島宿舎A棟
- (2) 長崎県大村市古賀島町300-2 古賀島宿舎B棟
- (3) 長崎県大村市古賀島町300-2 古賀島宿舎C棟
- (4) 長崎県大村市古賀島町133-8 森園宿舎6棟
- (5) 長崎県大村市古賀島町133-8 森園宿舎7棟
- (6) 長崎県大村市小路口町769-19 第2小路口宿舎A棟
- (7) 長崎県大村市小路口町769-19 第2小路口宿舎B棟
- (8) 長崎県大村市小路口町769-19 第1小路口宿舎C棟

3 一般事項

- (1) 本役務は、「建築保全業務共通仕様書（令和6年度）」を適用する。
- (2) 本役務は他の施設に損傷を与えないように十分注意して実施すること。万一損傷を与えた場合は、請負者の責任において速やかに原状に復旧するものとする。
- (3) 請負者は本役務にあたり、仕様書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
- (4) 請負者は本役務実施の際は、安全管理に十分注意して事故防止に努め、本仕様書に明記無き事項についても、施工上当然すべき事項は実施するものとする。

4 特記事項

- (1) 点検を実施する項目については、下表のとおり。

宿舎名	消火器	避難器具	非常警報設備
古賀島宿舎A棟	15本（7本）	無	18個
古賀島宿舎B棟	10本（4本）	無	16個
古賀島宿舎C棟	15本	無	18個
森園宿舎6号棟	無	8台	18個
森園宿舎7号棟	15本	8台	18個
小路口宿舎A棟	無	無	12個
小路口宿舎B棟	無	無	12個
小路口宿舎C棟	無	4台	6個

※（）内の数字は取替の本数とする。

- (2) 消火器の中に使用期限が満了しているものは取替を実施するものとする。
また、取替える消火器は粉末消火器ABCの3kgの同等品以上のものとする。
- (3) 消防法、消防法施行令、消防法施工規則及びこれに基づく告示等に定める消防設備の点検を実施するものとする。
- (4) 点検後は、点検結果報告書を各建物ごとに1部提出するものとする。
- (5) 消防機関の諸手続きを含むものとする。
- (6) 点検を実施する者は、点検をする上で必要な資格を有する者とし、資格証等の写しを1部提出する。
- (7) 部品交換等が発生しない軽微な修理は、請負者において実施するものとする。また、部品交換等が必要な場合には、見積書を提出するものとする。
- (8) その他の提出書類は、監督官の指示によるものとする。

件 名	古賀島宿舎他消防設備点検					
図面名称	仕様書					
縮 尺	図 示	図面番号	2 / 2	作成年月日	令和7年5月22日	
陸上自衛隊 大村駐屯地業務隊 管理科						